様式

委員会規則第４条第１項に基づく届出書

平成28年9月21日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	大阪府
3. 市区町村名	泉佐野市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-1-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.izumisano.lg.jp/kakuka/koushitsu/seisaku/menu/mainanba/1491908461073.html

執行機関名　泉佐野市教育委員会

知事等（教育委員会）が行う高等学校等就学支援金の支給に関する事務に併せてその他の給付等を実施している事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	泉佐野市奨学金貸付基金条例(昭和53年泉佐野市条例第9号)による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		泉佐野市奨学金貸付基金条例(昭和53年泉佐野市条例第9号)による奨学金の貸付けに関する事務であって規則で定めるもの 泉佐野市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年泉佐野市条例25号）　別表第1　第5の項
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二二年法律第一八号）第1条	泉佐野市奨学金貸付基金条例（昭和53年条例9号）第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条　この法律は、高等学校などの生徒等がその授業料に充てるために高等学校等数学支援金の支給を受けることが出来ることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第3条　奨学金は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)、中等教育学校の後期課程、高等専門学校、専修学校の高等課程、専門学校(専修学校の専門課程を含む。)、大学及び短期大学(以下「高等学校等」という。)に修学する希望があるにもかかわらず、経済的理由により修学が困難な者に対して貸し付けるものとする。
⑦独自利用事務の関連規範		泉佐野市奨学金貸付基金条例、泉佐野市奨学金貸付基金条例施行規則、泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条　　項 1 号	泉佐野市奨学金貸付基金条例(昭和53年条例9号)第6条 泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱 第4条及び第5条
②事務の内容	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第四条の高等学校等就学支援金(同法第三条第一項の高等学校等就学支援金をいう。ハ及び次号ハにおいて「就学支援金」という。)の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	泉佐野市奨学金貸付基金条例(昭和53年条例9号)第6条及び 泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱　第4条及び第5条の奨学金の申請に係る事実についての選定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条　　項 1 号 イ	泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱　第4条及び第5条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令(平成二十二年政令第百十二号)第一条第二項の保護者等をいう。以下この条において同じ。)に係る市町村民税に関する情報	当該申請に係る奨学生又は当該奨学生と同一の世帯に属する者の市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 58 条　　項 1 号 ロ	泉佐野市奨学金貸付事務取扱要綱　第4条及び第5条
②情報提供者	市長村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	当該申請を行う者の保護者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請に係る奨学生又は当該奨学生と同一の世帯に属する者に係る住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令　　条　　項　　号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

備考		